

リストの見直しに係る作業方針について

1. 掲載種に係る評価基準及びカテゴリ区分について

現行リストとの連続性を確保するため、現行リスト作成時の評価基準を引き続き採用（評価基準の詳細は資料 3－2 を参照）。なお、カテゴリ区分については、資料 2 のとおり、現行リストから一部構成と名称を変更。

2. リスト見直しの作業手順について

現行リスト作成時の作業手順も踏まえつつ、以下、1) ～ 4) のとおり進めている。

1) リスト加除候補種のリスト作成（事務局による作業）

リストから追加・削除する種の候補について、現行リスト作成後、新たに国内外で以下のとおり整理された種を中心に抽出する。なお、具体的な抽出方法は資料 3－2 を参照。

- ① 特定外来生物に指定された種（例：ツヤハダゴマダラカミキリ）
- ② 国内で確認・定着した種（例：コウライオヤニラミ）
- ③ 国際機関等が作成したリストに加除された種（例：イエスズメ※今回追加候補種には選定せず）
- ④ 現行リスト作成時、「掲載種の候補には上がったものの、議論の結果、非掲載となった種」のうち、新規の情報等がある場合は候補とする。（例：クサガメ）
- ⑤ 地方公共団体や検討委員への意向調査結果（参考資料 3 参照）、都道府県・市町村が作成した条例やリストを参考にした（例：オウゴンカズラ（ポトス））。

2) 候補種の再評価（WG・検討会による作業）

1) で整理した候補種について、1. の評価基準に従ってリストへの掲載適否を判断する。リスト掲載する種については、防除計画の有無等を含む付加情報を含めて検討し、カテゴリ区分を判断する。

3) 現行リストから継続して掲載する種の情報の見直し（事務局・WG・検討会による作業）

現行リストから継続して掲載する種について定着段階や防除計画、手法の有無等の情報を更新し、カテゴリ区分に関する見直しを行う。

4) その他付加情報の整理（事務局・WG・検討会による作業）

適宜、「特に問題となる地域・環境」等の情報に関しても追加・修正を行う。

3. 選定の対象とする外来種の範囲<現行リストから一部を抜粋>

「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」に掲載する外来種の選定に当たっては以下の事項に照らし、必要に応じて、種（亜種・変種を含む）・属・科等の生物分類群を単位とする。

- ・我が国に自然分布域がなく、国外から導入される外来種については、基本的には、国内での定着が確認されている種を対象とする。
- ・国内に定着していない種であっても、国外において特に侵略性が高いとの知見があるものであって、国内へ未導入の外来種については今後国内に導入され、定着する可能性が高いものを、既に国内への導入・利用がなされている外来種については逸出して定着する可能性が高いものを対象とする。
- ・なお、国外から導入される外来種について、特定外来生物の選定における「明治元年以降に我が国に導入されたと考えられる生物を対象とする」という要件にはよらず、導入時期に関わらず外来種との知見があるものを対象とする。
- ・我が国に自然分布域を有しているが、その自然分布域を越えて国内の他地域に導入された生物種が生態系等に係る被害を及ぼすものは、「国内由来の外来種」として、本来の分布情報・生態的知見が充実しており、導入された地域での被害の実態が明らかなものを対象とする。なお、我が国に自然分布域を有するだけでなく、国外にも自然分布域を有しており、国外から国内の自然分布域の外に導入された生物種が同様の被害を及ぼす場合もある。こうしたものは「国内に自然分布域を持つ国外由来の外来種」とし、「国内由来の外来種」と同様に、本来の分布情報・生態的知見が充実しており、導入された地域での被害の実態が明らかなものを対象とする。
- ・在来種の自然分布域内へ別の遺伝的形質を有する同種の集団（個体群）を人為的に導入することによる遺伝的攪乱の問題については、特定の種だけでなく、あらゆる種・地域等について可能性を考慮する必要がある。そのため、個別の種をリストに掲載するのではなく、外来種被害防止行動計画において、遺伝的攪乱につながる以下の行為についての考え方を整理・記載する。
 - －在来種の自然分布域内への別の遺伝的形質を有する同種の導入
 - －在来種の形質を改良した系統等の導入
- ・特定外来生物は、外来生物法に基づき指定された種類として全てリストに掲載する。
- ・感染症・寄生生物等については、明らかに国外から導入され、我が国の野生動植物に大量死を発生させる等、我が国の生態系等に甚大な被害を及ぼすおそれがあり、注意喚起等を行うべきものを対象とする。なお、原則として感染症予防法等の他法令で対応されているものは対象としないが、上記の観点から

生態系への被害が甚大なものについては対象とする。

- ・ 感染症・寄生生物の宿主となる外来種がリストに選定される場合は、その宿主となる種の付加情報として記載する。
- ・ 農業害虫とされているものについては、農作物保護の観点から、被害防止の対策が行われている。このため、農業に対する被害のみを及ぼす害虫については、本リストの対象として扱わないものとする。